

岩手県告示第367号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年6月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年5月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社山口コウト工業
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市青山二丁目16番29号
    - ウ 代表者の氏名 山口政昭
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第2746号
  - (3) 処分の内容 防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年5月6日付けで防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年5月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 宮野工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮二丁目10番17号
    - ウ 代表者の氏名 宮野正雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第7417号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年5月19日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。